

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

夏期における休暇の取得促進について（依頼）

このことについて、県教育委員会としましては、職員の健康維持と公務能率の向上のため、夏期（7月から9月まで）における休暇の取得促進につきまして、下記を取組を行っているところです。

ついては、貴管内の学校に対しましても、校長自ら率先して取得に努めるとともに、所属教職員への休暇取得を促していただきますようお願いいたします。

記

1 夏期における休暇の取得計画の作成

(1) 夏期特別休暇5日及び年次有給休暇について、別添の様式例により取得計画を作成してください。その際、少なくとも3日の連続休暇を取得するよう呼びかけてください。

また、取得計画が計画のみで終わることのないように、計画の実行についても確認してください。

(2) 夏期特別休暇は、勤務日の全日又は始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続した4時間（休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に4時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべて）を単位として取得することとしています。

2 業務の調整等

職員間の業務の調整等により、休暇を取得しやすい環境づくりに努めてください。

また、連続休暇をより取得しやすくするための業務の調整にも配慮してください。

3 その他

運用にあたっては、次の通知により取り扱ってください。

また、「教職員子育てサポートプラン一次世代育成支援行動計画」についても参考にしてください。

- ・平成8年1月8日付け7教義第1105号「夏期の特別休暇について」
- ・平成11年6月24日付け11教職第172号「夏期特別休暇の取扱いの改正について」
- ・平成19年3月26日付け18高教職第1399号
「公立学校臨時的任用教職員の年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いの運用について」
- ・平成23年7月5日付け23高教政第548号「夏期特別休暇の付与日数について」

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 田上・安岡
TEL：088-821-4903
FAX：088-821-4725

7 教 第 1105 号
平成 8 年 1 月 8 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

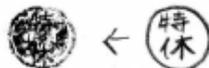
夏期の特別休暇について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）~~第 12 条第 8 号~~の特別休暇として、~~平成 8 年 4 月 1 日~~下記の内容により実施することになりましたので、管下教職員に対し周知いただくとともに、適切な運用をお願いします。

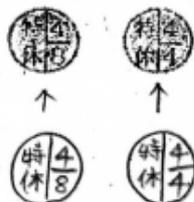
記

- 1 夏期における職員の健康維持と能率増進のため、市町村（学校組合）教育委員会又は所属長の定める計画の実施に伴い、必要な場合において、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 8 号に基づく~~特別休暇~~日を承認するものとする。
- 2 実施期間は、~~2 月 1 日~~から 8 月 31 日までとする。休暇は、勤務日の~~全日~~又は~~半日~~を単位として与えるものとする。
なお、~~半日~~単位の場合 2 回をもって 1 日とする。
- 3 実施にあたっては、各学校の業務及び個々の職員の業務が、学校運営上支障をきたさない範囲で各学校で十分調整し、綿密な計画を立てること。
- 4 出勤簿は、次のように表示すること。

(1) 勤務日の全日を与えた場合



(2) 勤務日の半日を与えた場合



11教職第 172号
平成11年6月24日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

夏期特別休暇の取扱いの改正について（通知）

このことについては、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第8号の特別休暇として、平成8年1月8日付け7教義第1105号（高知県教育長通知）により取り扱っていますが、その一部を改正し、平成11年7月1日から下記により実施することになりましたので、管内教職員に対しお知らせくださるとともに、適正な運用をご指導くださいますようお願いいたします。

記

（改正の内容）

1 実施期間

「7月1日から8月31日まで」を「7月1日から9月30日まで」に改める。

- 2 「臨時的任用教職員の身分、給与、勤務時間その他の勤務条件等の取扱要綱」（昭和53年12月19日教育長通知）第2条第3項に規定されている職員への付与日数は次の算式による。

$$\text{付与日数} = \frac{\text{7月1日から9月30日までの間の雇用日数}}{92} \times 5 \text{日}$$

（端数処理について）

小数点以下の端数については、少数第3位を四捨五入して算定し、

- ① 0.25 未満は、切り捨て
- ② 0.25 以上 0.75 未満は 4 / 8 日
- ③ 0.75 以上は 1 日

とする。

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局教職員課長

公立学校臨時的任用教職員の年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いの運用
について（通知）

このことについては、公立学校臨時的任用教職員取扱要綱（平成 16 年 3 月 24 日付け 15 高教職第 1501 号）により取り扱っていただいておりますが、下記の場合における年次有給休暇及び夏期特別休暇の取扱いについては、平成 19 年度から本通知により運用することとします。

つきましては、貴管内の学校職員にお知らせいただくとともに、適正な運用をご指導くださいますようお願いいたします。

記

1 年次有給休暇

現行の取扱いは、臨時的任用期間の月数（1月に満たない日数は、15日以上を1月として扱う。）に1.6を乗じて得た数（1未満の端数は1に切り上げる。）に相当する日数とすることとしているが、1月の間の前半の15日まで任用された職員が新たに連続して任用された場合、当該月の後半の日数が15日又は16日であっても、後半の15日又は16日は1月とは見なさないものとして取扱うこととする。

（例）

A校からB校へ引き続き任用される場合

A校	B校
4月7日～7月15日	7月16日～3月24日
4月×1.6＝7日	9月×1.6＝15日とせず→ <u>8月×1.6＝13日とする</u>

2 夏期特別休暇

現行の取扱いは、7月1日から9月30日の間において任用期間（日数）に応じて表に定めるとおりとしているが、この期間中に連続して複数の学校に任用される場合、5日を上限とするものとする。

（例）

A校からB校へ引き続き任用される場合

A校	B校
7月1日～8月10日	8月11日～9月30日
2・4／8日（41日）	3日（52日）とせず <u>2・4／8日とする</u>

※A校での特別休暇日数は表を適用する。



23高教政第548号

平成23年7月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

夏期特別休暇の付与日数について（通知）

先般、「夏期における休暇の取得促進について」（平成23年6月27日付け23高教政第503号教育長通知）により、職員の健康維持と公務能率の向上のため、夏期特別休暇の計画的な取得促進をお願いしていますが、その実施にあたり、学校現場においても知事部局等の運用事項に倣った取扱いをしているものがあります。

夏期特別休暇の実施期間中に一定期間（1月）以上勤務をしていない場合における夏期特別休暇の付与日数に関する取扱いもそのひとつであり、これまでも学校からの問い合わせに対し、別紙内容による指導を行ってきました。

ただ、この取扱いについては、臨時的任用職員の場合も、任用期間に応じて夏期特別休暇を付与しているなど、実務的には、すでに浸透している内容であるとの考えから、毎年の夏期特別休暇にかかる通知の際にも、特に触れていなかったところです。

しかし、改めて学校より周知要望があったことから、このたび、夏期特別休暇の付与日数の取扱いについて通知をすることといたしました。

については、今後、学校間で付与日数に違いが生じることがないように、夏期特別休暇の付与にあたっては、別紙のとおり取扱いを統一していただくとともに、管内学校長への周知及び適正な運用についてもご指導くださるようお願いいたします。

担 当

高知県教育委員会事務局

教育政策課 人事企画担当 岡本・徳弘

TEL 088-821-4569

FAX 088-821-4558

(別紙)

夏期特別休暇の付与日数について

夏期特別休暇

実施期間：7/1～9/30

日数：5日

単位：1日又は4時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合に、残日数（時間）に4時間未満の端数があるときは、すべてを使用することができる。

実施期間中、勤務していない期間がある場合における付与日数

①中途採用者

8/1採用 3日4時間 9/1採用 2日

②育児休業、看護欠勤、病気休暇等から復帰した職員

7月中復帰：5日

8月中復帰：3日4時間

9月中復帰：2日

③育児休業、看護欠勤、病気休暇等により一定期間勤務しない職員

1月未満：5日

1月以上2月未満：3日4時間

2月以上3月未満：2日

※事前に長期入院が予定されている場合もこれによる。

④病休の期間が6/30以前から継続して7/1以降も続いている場合、病休の中断を目的として夏期特別休暇を与えることはできない（医師からの復帰できるという診断により、復帰して勤務の状態にあることが要件）。復帰した時点で②を適用。

夏期特別休暇について

期 間

7月1日～9月30日の間に**5**日



取得単位

1日 または **4**時間（始業時刻から4時間または終業時刻まで連続した4時間）

※4時間未満の端数が出た場合のみ、残日数のすべてを取得することができます。
 ※勤務時間の中途に取得することはできません。

<届け出の記入例>

処理・承認		期 間	種類及び日数（時数）		無給	事 由	届・願印	出照勤合簿印
処承認権理者	専決者		有 給					
			病 気	特 別				
		自 7月27日 8:15 至 7月27日 13:00	日 時	日 時 ・4:00		夏期特別休暇		残日数 4日
		自 7月30日 12:45 至 7月30日 16:45		・4:00		夏期特別休暇		残日数 3日
		自 7月31日 8:15 至 7月31日 13:00		・4:00		夏期特別休暇		残日数 3日
		自 8月1日 8:15 至 8月1日 13:00		・4:00		夏期特別休暇		残日数 2日
		自 8月2日 8:15 至 8月3日 16:45		2日・		夏期特別休暇		残日数 7:15
		自 8月30日 8:15 至 8月30日 13:00		・4:00		夏期特別休暇		残日数 3:15
		自 8月31日 8:15 至 8月31日 11:30		・3:15		夏期特別休暇		残日数 0

1回でも4時間単位で取得すると最後が端数になります。この4時間未満の端数を最後に取得する場合のみ分単位で取得できます。

■4時間で取得する場合の取得時刻は次のとおりです。（休憩時間に気を付けてください。）

<夏季休業中>
8:15～13:00
または
12:45～16:45

<夏季休業中以外>
8:15～12:15
または
12:00～16:45

この時点から1日での取得はできません。
4時間未満の端数のみ取得できるので、7時間15分での取得もできません。

※もしこの時点で1日の休みを取得したいなら

8:15 13:00 13:30 16:45

4:00	0:30	3:15
夏期休暇4:00	年休1:00	夏期休暇3:15

と間に年休を挟むこととなります。